

第8章 契約

第1節 競争の手続

(一般競争入札参加者の資格)

第93条 市長は、施行令第167条の5第1項の規定により、一般競争入札の一部について、入札に参加する者に必要な資格を定め、当該資格の認定をした者（以下「一般競争入札参加有資格者」という。）の名簿を作成するものとする。

2 前項の認定は、認定を受けようとする者の申請により行うものとする。

3 第1項の資格の要件及び当該資格の認定の申請、審査その他の手続に関する事項は、別に定める。

(入札の公告)

第94条 入札担当者は、一般競争入札を行おうとするときは、入札の期日の少なくとも5日前までに、急を要する場合においては3日前までに公告をしなければならない。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の請負契約に係る入札で、同法の規定により見積期間が定められているものについては、この限りでない。

2 前項の公告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 入札に参加する者に必要な資格

(2) 入札の実施方法、場所及び日時

(3) 入札に付する事項

(4) 入札の効力に関する事項

(5) 主な契約条項

(6) 入札の保証に関する事項

(7) 施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けたときは、その旨

(8) 契約書を作成しないときは、その旨

(9) 入札に当たって提出しなければならない書類

(10) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決があつたときに本契約が成立する旨

(11) その他入札について必要な事項

(資格の確認)

第95条 入札担当者は、一般競争入札への参加の申出をした者について、必要な資格を有することを確認しなければならない。

2 入札担当者は、前項の確認の結果を当該申出をした者に通知しなければならない。

(入札保証金の納付)

第96条 一般競争入札に参加する者は、施行令第167条の7第1項の規定により、入札保証金を納付しなければならない。ただし、基本契約（発注を約することなく、発注を受けた場合の契約の目的となる物件又は役務の規格、代金の計算方法その他の条件を定め、これに基づく給付又は提供を約する契約をいう。以下同じ。）に係る入札にあつては、この限りでない。

2 入札保証金の額は、次に掲げる額（長期継続契約にあつては、次に掲げる額の1年当たりの額）に消費税額及び地方消費税額を加えた額の100分の3に相当する額以上とする。

(1) 総額契約（代金の総額又は契約の目的となる物件若しくは役務の数量及び代金の単価を定めてする契約をいう。以下同じ。）に係る入札にあつては、入札する価格

(2) 単価契約（契約の目的となる物件又は役務の数量を確定せず、代金の単価を定めてする契約をいい、基本契約を除く。以下同じ。）に係る入札にあつては、契約の目的となる物件又は役務の種類ごとの入札する価格に当該種類ごとの予定数量を乗じて得た額の合計額

3 入札保証金は、納付書により、会計管理者に現金等で納めなければならない。この場合において、入札担当者は、領収証書により、納付された入札保証金の額を確認しなければならない。

(入札保証金の納付に代わる行為)

第97条 入札保証金の納付は、次に掲げる行為をもつて代えることができる。

(1) 第130条各号に掲げる有価証券、金融機関の保証書その他の市長が確実と認める担保（有価証券の時価の10分の8の額、保証書に記載された保証金額等の担保の価値が前条第2項に規定する入札保証金の額に相当する額以上であるものに限る。）の提供

(2) 保険会社との間に締結した本市を被保険者とする入札保証保険契約（保険金額が前条第2項に規定する入札保証金の額に相当する額以上であるものに限る。）に係る保険証券の提出

(入札の保証の免除)

第98条 入札に参加する者が一般競争入札参加有資格者であるときは、入札の保証（前2条の規定による入札保証金の納付及びこれに代わる行為をいう。）を免除する。

(入札の手続)

第99条 一般競争入札に参加する者は、入札に出席し、又は郵送その他の市長が指定する方法により、必要事項を記載して記名押印した入札書を市長に提出しなければならない。この場合において

て、入札書への押印は、登録印（実印を登録印としていない法人にあつては、登録印又は実印。次項において同じ。）によらなければならない。

2 一般競争入札に参加する者は、入札に登録代理人（一般競争入札参加有資格者の名簿に法人の代理人として登録されている支店等をいう。以下同じ。）以外の代理人を出席させるときは、登録印及び当該代理人が入札書に押すべき印鑑を押した代理権を証する書面を市長に提出しなければならない。この場合においては、入札書への記名押印は、当該代理人が行わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、電子入札（本市の電子計算機と入札に参加する者の電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札の方法をいう。以下同じ。）による入札に参加する者は、市長が別に定めるところにより、電子的方法により必要事項を記録した入札書を作成し、本市の電子計算機に送信することにより市長に提出しなければならない。

（入札予定価格の決定方法）

第100条 法第234条第3項に規定する予定価格（以下「入札予定価格」という。）は、入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、単価契約に係る入札においては、単価について定めることができる。

2 入札予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して定めるものとする。

（入札予定価格等の準備）

第101条 入札担当者は、一般競争入札の開札を行うときは、入札予定価格を記載した書面（次項において「予定価格調書」という。）を封書にし、開札場所に置かななければならない。ただし、入札予定価格を入札時まで公表する場合は、この限りでない。

2 予定価格調書には、作成者がその氏名の記載された箇所に押印しなければならない。

3 前2項の規定は、施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設ける場合について準用する。この場合において、これらの規定中「入札予定価格」とあるのは、「入札予定価格及び最低制限価格」と読み替えるものとする。

（再度の入札）

第102条 開札の結果、落札者とすることができる者がいないときは、入札担当者は、直ちに、入札に参加した者に再度の入札をさせることができる。

（最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合）

第103条 入札担当者は、施行令第167条の10第1項の規定により最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者としようとするときは、その理由を明らかにして市長の承認を受けなければ

ならない。

- 2 前項の規定は、施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を落札者としようとするときについて準用する。

(入札の無効)

第104条 入札に参加する者に必要な資格を有しない者の入札及び次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 所定の期限までに入札書が提出されなかつた入札
- (2) 金額その他の主要な事項が明確でない入札
- (3) 電子入札以外の方法による入札にあつては、入札に参加する者、登録代理人又はその他の代理人の記名押印のない入札書による入札
- (4) 2以上の入札書を提出した者の入札
- (5) 入札に関し不正な行為を行つた者の入札
- (6) 入札保証金が納付された場合において納付された入札保証金の額が所定の額に達しない入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の通知)

第105条 入札担当者は、一般競争入札の落札者を決定したときは、直ちにその旨を入札に参加した者に通知しなければならない。

(入札保証金の還付等)

第106条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定した後に、落札者に対しては契約が確定した後に、還付するものとする。

- 2 入札保証金は、契約保証金の一部に充てることができる。

(指名競争入札参加者の資格)

第107条 市長は、施行令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格の認定をした者（以下「指名競争入札参加有資格者」という。）の名簿を作成するものとする。この場合においては、第93条第2項及び第3項の規定を準用する。

- 2 第93条第1項の資格の要件と前項の資格の要件とが同一であるときは、市長は、一般競争入札参加有資格者の名簿及び指名競争入札参加有資格者の名簿を1の名簿として作成するものとする。

(指名)

第107条の2 市長は、指名競争入札に付して契約を締結しようとするときは、契約の種類及び金額に応じて別に定めるところにより、指名競争入札参加有資格者のうちから指名競争入札に参加する者をなるべく5人以上指名しなければならない。

2 入札担当者は、前項の指名をしたときは、指名をした者に対し、第94条第2項第2号から第11号までに掲げる事項を通知しなければならない。

(指名競争入札に係る入札の保証、手続等)

第108条 指名競争入札を行う場合については、第96条から第106条までの規定を準用する。

(随意契約の限度額)

第108条の2 施行令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 1,300,000円
- (2) 財産の買入れ 800,000円
- (3) 物件の借入れ 400,000円
- (4) 財産の売払い 300,000円
- (5) 物件の貸付け 300,000円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 500,000円

(随意契約に係る公表手続)

第108条の3 施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) 契約担当者は、当該年度に締結を予定している契約があるときは、あらかじめ、その発注見通しに係る次に掲げる事項を公表する。
 - ア 契約の目的となる物品又は役務の名称及びそれらの数量
 - イ 発注の時期
 - ウ その他必要と認める事項
- (2) 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公表する。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
 - ア 契約の目的となる物品又は役務の名称及びそれらの数量
 - イ 買入れる物品の納期又は物品を借り入れ、若しくは役務の提供を受ける期間
 - ウ 契約の相手方の選定基準及び決定方法
 - エ その他必要と認める事項

(3) 契約担当者は、契約を締結したときは、速やかに、次に掲げる事項を公表する。

ア 契約の目的となる物品又は役務の名称及びそれらの数量

イ 契約の相手方

ウ 契約金額

エ 契約締結日

オ 契約の相手方の選定理由

カ その他必要と認める事項

2 前項各号の公表の方法に関し必要な事項は、別に定める。

(見積書の徴取)

第109条 契約担当者は、施行令第167条の2の規定により随意契約を行おうとするときは、なるべく2人以上の者を選んでそれらの者が記名押印した見積書を徴しなければならない。

(随意契約予定価格の決定)

第109条の2 契約担当者は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、契約を締結することができる金額の限度額（以下「随意契約予定価格」という。）を定めなければならない。ただし、法令、条例、認可制度、他の契約等により契約の目的となる物件又は役務の価格が定められている場合及び国又は他の地方公共団体を相手方とする場合は、随意契約予定価格を定めることを要しない。

2 随意契約予定価格の決定の方法については、第100条の規定を準用する。

3 随意契約予定価格は、契約を締結する時まで定めなければならない。

(競り売り)

第110条 施行令第167条の3の規定により競り売りを行う場合については、第94条から第99条まで、第105条及び第106条の規定を準用する。

第2節 契約の締結

(契約書の作成)

第111条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を2通作成し、契約担当者及び契約の相手方が各1通を保管しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要のない事項については、契約書に記載することを要しない。

(1) 契約の目的

(2) 契約金額

(3) 履行期限

- (4) 契約の保証に関する事項
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 談合等不正行為があつた場合における契約解除並びに違約金及び損害賠償金
- (10) 危険負担
- (11) 契約不適合責任（目的物が契約の内容に適合しない場合の責任をいう。）
- (12) 契約に関する紛争の解決方法
- (13) その他必要と認める事項

2 契約印は、登録印によるものでなければならない。ただし、一般競争入札参加有資格者及び指名競争入札参加有資格者以外の者にあつては、この限りでない。

3 契約書により契約代金の支払の時期が明らかにならないときは、当該契約に基づく契約代金の支払の時期は、相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日以内、その他の代金については30日以内の日とする。

（契約書の省略）

第112条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 競り売りの方法により契約を締結するとき。
- (2) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (3) 指名競争入札の方法により、又は指名競争入札参加有資格者を相手方として随意契約の方法により、契約金額500,000円以下の請負契約又は契約金額800,000円以下の物品の買入契約を締結するとき。
- (4) その他随意契約の方法により契約を締結する場合において、契約担当者が契約書の作成を要しない事情があると認めるとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略したときは、契約の相手方が記名押印した見積書、請書その他の書面をもつて契約書に代えるものとする。この場合においては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

（契約保証金の納付）

第113条 本市の契約の相手方は、施行令第167条の16第1項の規定により、契約保証金を納付しな

なければならない。ただし、基本契約にあつては、この限りでない。

2 契約保証金の額は、契約金額（単価契約にあつては、契約単価に予定数量を乗じて得た額に消費税額及び地方消費税額を加えた額（以下この項において「支出負担見込額」という。））（長期継続契約にあつては、総額契約の契約金額又は単価契約の支出負担見込額の1年当たりの額。以下この条及び第115条において同じ。）に次の各号に掲げる契約の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額以上とする。

(1) 建設工事（修繕の工事を除く。以下この条及び第115条において同じ。）の請負契約 100分の10

(2) 前号に掲げる契約以外の契約 一般競争入札の方法による場合においては100分の10、指名競争入札又は随意契約の方法による場合においては100分の5

3 次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、前項に規定する契約保証金の額を減額する。

(1) 建設工事の請負契約以外の契約を指名競争入札又は随意契約の方法により締結する場合であつて、契約の相手方が指名競争入札参加有資格者であつて過去2年の間（長期継続契約にあつては、1年以上前）に国又は地方公共団体と種類及び規模（長期継続契約にあつては、1年当たりの規模）をほぼ同じくする契約を2回以上締結してそれらの全てを（長期継続契約にあつては、それらを過去2年間のうちの1年以上の間）誠実に履行したものであり、契約金額が10,000,000円以上であるとき 契約金額に100分の3を乗じて得た額以上とする。

(2) その他契約担当者が特に必要があると認めるとき 契約担当者が適当と認める額とする。

4 前項の規定の適用を受けようとする者は、同項第1号に該当することを理由とする場合にあつては同号に該当することを確認することができる書類及び契約保証金減額申請書により、同項第2号に該当することを理由とする場合にあつては契約担当者が定めるところにより、市長に申請しなければならない。ただし、同項第1号に該当することを理由とする場合において本市との契約によつて同号に該当することを確認することができるとき、又は同項第2号に該当することを理由とする場合において契約担当者がその必要がないと認めるときは、当該申請書等を提出することを要しない。

5 契約保証金の納付の方法等については、第96条第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「入札担当者」とあるのは、「契約担当者」と読み替えるものとする。

（契約保証金の納付に代わる行為）

第114条 契約保証金の納付は、次に掲げる行為をもつて代えることができる。

- (1) 第97条第1号に掲げる担保（担保の価値が前条第2項及び第3項に規定する契約保証金の額に相当する額以上であるものに限る。）の提供
 - (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社との間に締結した本市を被保証者とする保証契約（保証金額が前条第2項及び第3項に規定する契約保証金の額に相当する額以上であるものに限る。）に係る保証証書の提出
 - (3) 保険会社との間に締結した本市を被保険者とする履行保証保険契約（保険金額が前条第2項及び第3項に規定する契約保証金の額に相当する額以上であるものに限る。）に係る保険証券の提出
 - (4) 保険会社との間に締結した本市を債権者とする工事履行保証委託契約（保証金額が前条第2項及び第3項に規定する契約保証金の額に相当する額以上であるものに限る。）に係る保証証券の提出
- （契約の保証の免除）

第115条 次の各号のいずれかに該当するときは、契約の保証（前2条の規定による契約保証金の納付及びこれに代わる行為をいう。次項において同じ。）を免除する。

- (1) 法令に基づき代金の納付について延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (2) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (3) 随意契約の方法により契約を締結する場合において、その締結の日から15日以内に契約が履行されるとき。
- (4) 国又は他の地方公共団体と契約を締結するとき。
- (5) 建設工事の請負契約を締結する場合であつて、設計金額が1,300,000円以下であるとき。
- (6) 建設工事の請負契約以外の契約を指名競争入札又は随意契約の方法により締結する場合であつて、契約の相手方が指名競争入札参加有資格者であつて過去2年の間（長期継続契約にあつては、1年以上前）に国又は地方公共団体と種類及び規模（長期継続契約にあつては、1年当たりの規模）をほぼ同じくする契約を2回以上締結してそれらの全てを（長期継続契約にあつては、それらを過去2年間のうちの1年以上の間）誠実に履行したものであり、契約金額が10,000,000円未満であるとき。
- (7) 建設工事の請負契約以外の契約を指名競争入札又は随意契約の方法により締結する場合であつて、契約金額が5,000,000円未満であるとき。
- (8) 電気又はガスの供給を受ける契約（電気事業法（昭和39年法律第170号）第17条第1項又は

ガス事業法（昭和29年法律第51号）第47条第1項の規定による託送供給を受けることができるものに限る。）を締結するとき。

(9) その他契約担当者が特に必要があると認めるとき。

2 前項第6号に該当することを理由として契約の保証の免除を受けようとする場合の手続については、第113条第4項の規定（同条第3項第1号に該当する場合に関する部分に限る。）を準用する。

（契約保証金の還付等）

第115条の2 契約保証金は、契約の履行の確認をした後に、還付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約の内容によりその履行後においても担保が必要であると認められるときは、契約保証金の全部又は一部を留保することができる。

（議会の議決を要する契約）

第116条 契約担当者は、議会の議決を要する契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨の文言を付した仮契約書により、仮契約を締結することができる。

2 契約担当者は、仮契約について議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を相手方に通知しなければならない。

（長期継続契約の予定価格に係る制限）

第116条の2 長期継続契約は、その1年当たりの予定価格が次の各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定める額未満である場合に限り、締結するものとする。

(1) 吹田市長期継続契約に関する条例（平成24年吹田市条例第44号。以下「長期継続契約条例」という。）第2条第1号に掲げる契約（次条第1項において「長期継続賃貸契約」という。）

20,000,000円

(2) 長期継続契約条例第2条第2号に掲げる契約（次条第2項において「長期継続委託契約」という。） 150,000,000円

2 前項の1年当たりの予定価格を算定する場合において、賃借期間又は履行期間（当該役務の提供を受ける期間をいう。次条第2項において同じ。）の月数に15日未満の端数があるときはこれを半月とし、15日以上1月未満の端数があるときはこれを1月とする。

3 第1項の規定は、単価契約については適用しない。

（長期継続契約に係る賃借期間及び履行期間）

第116条の3 長期継続賃貸契約に係る賃借期間は、5年以内とする。ただし、借り入れる物品の耐用年数が5年を超える場合又は商慣習上5年を超えて契約を締結することが一般的である場合に

においては、当該耐用年数又は5年を超える期間に相当する期間以内とすることができる。

- 2 長期継続委託契約に係る履行期間は、3年以内とする。ただし、役務の提供に当たり機器等の使用を必要とする場合において、当該機器等の耐用年数が3年を超えるときは、5年以内とすることができる。

第3節 契約の履行

(監督)

第117条 契約担当者又は契約担当者から監督を命じられた職員（以下「監督職員」という。）の行う監督は、立会、指示、工事製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法によらなければならない。

(監督職員の報告)

第118条 監督職員は、契約担当者と緊密に連絡をとるとともに、契約担当者の要求に基づき又は随時に監督の実施状況について報告をしなければならない。

(検査)

第119条 契約担当者、契約担当者から検査を命じられた職員（以下「検査職員」という。）又は物品検収員は、必要があるときは、監督職員若しくは関係職員を立ち合わせ、又は破壊、分解若しくは試験をして、検査を行うものとする。

- 2 契約担当者、検査職員又は物品検収員は、検査の結果を記載した書面を作成し、検査職員又は物品検収員にあつては契約担当者に提出しなければならない。この場合において、契約の履行が契約の内容に適合しないものであるときは、とるべき措置について意見を付さなければならない。

(監督又は検査の委託)

第120条 施行令第167条の15第4項の規定により委託を受けた者が監督又は検査を行う場合については、前3条の規定を準用する。

(目的物の引渡し)

第121条 契約の目的物の引渡しは、工事の請負契約にあつては完成検査に合格した時をもつて、工事の請負契約以外の請負契約及び物件の買入契約にあつては引渡場所において完納検査に合格した時をもつて完了する。ただし、契約の性質又は目的により引渡しを要しないものについては、この限りでない。

(請負人等の責務)

第122条 請負人又は売主は、目的物引渡しの日から1年以内に生じた当該目的物の破損又は異常につき災害その他請負人又は売主の責めに基つかない理由による場合を除き、担保責任を負うもの

とする。ただし、契約においてその期間を伸縮することができる。

(部分払の限度)

第123条 契約担当者は、工事若しくは製造その他の請負契約又は物件の買入契約について、その全部の完済前又は完納前に代価の一部分を支払う旨の特約をすることができる。

2 前項の特約において定める部分払の額は、工事又は製造その他の請負契約にあつてはその既済部分に対する代価の10分の9に相当する額を、物件の買入契約にあつてはその既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造その他の請負契約に係る完済部分にあつては、その代価の全額までを支払うことができる。

(履行期限の延期)

第124条 請負人又は売主は、地震、火災、水害等の災害その他やむを得ない理由が生じたことにより契約で定めた期限までにその義務を履行することができないときは、契約担当者に延期願を提出し、その期限の延期を求めることができる。

(延滞違約金)

第125条 契約担当者は、請負人又は売主が正当な理由がなく契約に基づく債務の履行を遅延したときは、遅延日数に応じ、遅延部分に対する代価（債務の性質上遅延部分を分けることができない場合にあつては、契約金額）につき、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の延滞違約金を徴収することができる。

2 前項の遅延部分の認定は、市長が行う。

3 契約担当者は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、契約において特に違約金の額を定めることができる。

(契約の解除)

第126条 契約の相手方が次に掲げる場合に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 契約期限までに契約を履行せず、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 契約の締結又は履行につき不正の行為があつたとき。

(3) 契約の履行に当たり、監督職員の指揮監督に従わず、又はその職務を妨害したとき。

(4) 契約解除の申出があつたとき。

(5) 破産手続開始の決定を受け、又は所在不明となつたとき。

(6) 法令、この規則又は契約条項に違反したとき。

(契約解除の処置)

第127条 前条の規定により契約を解除したときは、工事の既済部分又は物件の既納部分の全部又は一部に対し、市長が相当と認める金額を交付し、本市の所有とすることができる。

2 前項の規定は、契約が無効又は履行不能となつた場合について準用する。

3 前2項の場合において延滞違約金その他の損害金があるときは、交付代金の額からこれらの額を差し引くことができる。

第128条 第126条の規定により請負契約又は買入契約を解除したときは、前条の規定により本市の所有となつたものを除き、期限を付して請負人又は売主の費用をもつて工事の既済部分を取り除き、又は搬入した工事用材料若しくは履行部分の引取りをさせなければならない。

第129条 削除